

アジア・アジアパラ競技大会豊田市実行委員会公告第2号

下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年7月1日

アジア・アジアパラ競技大会豊田市実行委員会 委員長 塚田 知宏



1 委託する業務

(1) 業務名

愛知県児童生徒招待事業学校送迎バス運行業務委託

(2) 業務場所

豊田元城町ほか地内 ※別添 運行条件参照

(3) 業務の概要

アジアパラ競技大会の愛知県児童生徒招待事業学校送迎バス運行事業に参加する生徒、児童及び関係者を円滑かつ安全に送迎するため、適切な運行計画の策定及びバスの運行を行う。

(4) 履行期限

令和8年10月30日(金)

(5) 予定価格

事後公表

(6) 入札保証金

免除

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

なお、共同事業体の場合、すべての構成員が本要件を満たすこと。

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格(その他業務委託)を有する者であること。
- (2) 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）。
- イ 令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、及び独立行政法人に限る。）また又は公益財団法人等発注の業務で元請として1件当たりの税込金額2000万円以上で、以下の業務の履行実績を有する者であること。
 - ・バス運行業務

3 入札

(1) 開催日時 令和8年7月13日（月）午後1時

- ・入札開始時間までに入場すること。

入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができない。

(2) 開催場所 豊田市役所 南41会議室（南庁舎4階）

(3) 入札回数 1回（落札者のないときは再度入札（1回のみ）を行う。）

再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取止め、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により随意契約に移行する。

4 提出書類

(1) 入札書（1部）

所定のものを使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個以上の封印をして提出すること。

(2) 一般競争入札参加資格審査申請資料（1部）

「2 参加資格要件（6）」に記載のある条件に適合することがわかる書類を添付すること。

5 仕様書及び提出書類等の交付

(1) 交付期間 令和8年7月1日（水）から7月10日（金）まで

(2) 交付方法 豊田市ホームページからダウンロード

6 参加資格の確認

開札日の翌日までに行う。

7 入札結果等の公表

豊田市ホームページで公表する。

8 その他

- (1) この入札に参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - イ 所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に到達しない入札
 - ウ 入札に際して談合等による不正があった入札
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
 - オ 記名及び押印のない入札
 - カ 入札書の記載事項が確認できない入札
 - キ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - ク 委任状を持参しない代理人のした入札（従業員が入札に参加する場合は不要）
 - ケ 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
 - コ 入札年月日の誤り又はもれた入札
 - サ 訂正抹消した箇所に押印のない入札
 - シ 所定の入札書によらない入札
 - ス その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (4) この入札の公告開始日から開札までの期間で、アジアパラ競技大会の中止等が決定した場合、本入札は無効とする。
- (5) この入札はアジア・アジアパラ競技大会豊田市実行委員会の補正予算の成立を前提とする。
- (6) 入札の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、予定価格に最も近い入札をした者と交渉するものとする。
 - ア 一般競争入札の参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (7) 前号の場合を除き、入札後の辞退は認めない。なお、辞退等により本会に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所南庁舎2階
豊田市役所魅力創造部シティプロモーション課

電話：0565-34-6758（直通） メールアドレス：asia@city.toyota.aichi.jp